

仕事と生活の調和の実現に向けた取組状況と今後の施策展開

①平成 22 年度の取組状況

(1) 仕事と生活の調和の実現に向けた企業の取組の促進

○ 労働時間等設定改善に向けた取組の推進(1,584,653 千円)

「労働時間等の設定の改善に関する特別措置法」に基づく「労働時間等見直しガイドライン」(労働時間等設定改善指針)の周知啓発や労働時間等の見直しに積極的に取り組む中小企業を支援する助成金(職場意識改善助成金)の支給等を行うことにより、年次有給休暇の取得促進や長時間労働の抑制など、労働時間等の設定の改善に向けた労使の自主的な取組を促進した。

(平成 22 年度実績)

○労働時間等設定改善推進助成金利用団体数 29 団体

○職場意識改善助成金支給件数 844 件

○ 長時間労働抑制のための重点的な監督指導等の実施(392,968 千円)

長時間労働を抑制するため、事業場に対する自主的な取り組みを促進するための点検の実施や「時間外・休日労働相談コーナー」の設置等、長時間労働抑制のための重点的な監督指導等を実施した。

○ 雇用調整助成金(134,579,960 千円)、中小企業緊急雇用安定助成金(591,161,605 千円)

(平成 22 年度実績(速報値であり、今後変更の可能性がある。))

雇用調整助成金:324,604,195 千円(中小企業緊急雇用安定助成金を含む。)

雇用調整助成金の活用により、労働者の雇用の維持に取り組む事業主を支援。

○ 改正労働基準法の施行

長時間労働を抑制し、労働者の健康確保や、仕事と生活の調和を図ることを目的とした改正労働

働

基準法が、平成 22 年 4 月 1 日から施行された。

<主な改正内容>

(1) 時間外労働の割増賃金率の引上げ

・1 か月 60 時間を超える時間外労働に対する割増賃金率を 5 割以上に引上げ(中小企業については、当分の間、適用が猶予される)。

・時間外労働の限度基準告示において、限度時間(例えば 1 か月 45 時間等)を超える時間外労働

に

対する割増賃金率の引上げ等の努力義務の新設。

改正前) 割増賃金 25%

改正後) ~45 時間 割増賃金 25%

45 時間超 労使で時間短縮・割増賃金率を引き上げ(努力義務)

60 時間超 割増賃金 50%(法的措置)

引上げ分割増賃金の支払いに代えて有給の休日付与も可能

(2) 年次有給休暇の時間単位取得

労使協定により、年 5 日以内に限り、時間単位での年休取得を可能とする。

(2) 中小企業における次世代育成支援対策の推進(560,139 千円)

「中小企業次世代一般事業主行動計画策定推進2か年集中プラン」の実施により、中小企業における次世代育成支援対策を推進した。

(3) 仕事と家庭の両立を図ることのできる環境整備の促進

○ 改正育児・介護休業法の円滑な施行(4,861,471 千円)

改正育児・介護休業法の円滑な施行のため、改正内容の周知徹底を図るとともに、短時間勤務制度の定着促進をするための支援を行うことにより、継続就業しながら育児・介護ができる環境を整備した。

○ 男性の育児休業の取得促進・「イクメン」の周知(29,529 千円)

父親も子育てができる働き方の実現に向けて、「イクメン」の周知や育児・介護休業法の改正の周知徹底等により、男性の育児休業取得を促進した。

イクメンの星 12 名選出

(公式サイト登録件数:平成 23 年 3 月 31 日現在)

イクメン登録者数 1,182 件

体験談登録数 353 件

イクメンサポーター登録数(個人) 271 件

イクメンサポーター登録数(団体) 303 件

○ 育児休業等を理由とする解雇等不利益取扱いへの対応の強化(407,340 千円)

労使からの相談対応、企業への適正な制度運用に関する指導等を行う体制を整備することにより、育児休業等を理由とする解雇、退職勧奨等の不利益取扱いへの対応を強化した。

○ 事業所内保育施設に対する支援の充実(3,921,267 千円)

事業所内保育施設設置・運営等助成金について、中小企業に対する設置費助成率を引き上げる措置を継続して実施した。

○ マザーズハローワーク事業の拡充(2,168,385 千円)

平成 22 年度末支出見込み:1,942,522 千円

事業拠点の増設(148 箇所→163 箇所)、地域の子育て支援施設等とのネットワーク強化等、マザーズハローワーク事業を拡充した。

○ 待機児童解消策の推進など保育サービスの充実(388,101,743 千円)

待機児童解消のための保育所整備等の推進に対応した、民間保育所における受入れ児童数の増を図り、また、家庭的保育など保育サービスの提供手段の拡充を図り、延長保育、病児・病後児保育、休日保育など保護者の多様なニーズに応じた保育サービスを提供することなどにより、「子ども・子育てビジョン(平成 21 年 1 月 29 日閣議決定)」の実現を推進した。

○ 放課後児童健全育成事業等(27,420,151 千円)

共働き家庭など留守家庭のおおむね 10 歳未満の児童に対して、放課後に適切な遊びや生活の場を与えてその健全な育成を図った。

○ 女性医師等就労支援事業(286,010 千円)

平成 22 年度末支出見込み:269,162 千円

各都道府県において受付・相談窓口を設置して、復職のための研修受入医療機関の紹介や出産・育児等と勤務との両立を支援するための助言等を行い、女性医師等の離職防止や再就業の促進を図った。

(平成 22 年度実績)補助自治体数 35 都道府県

○ 女性医師支援センター事業(155,995 千円)

女性医師バンクにおいて、再就業を希望する女性医師の就職相談及び就業斡旋等を行うことにより、女性医師の再就業を支援する。また、再就業における講習会等を開催し、女性医師の離職防止及び再就業支援を図った。

(平成 22 年度実績)再就業成立件数 41 件

- 病院内保育所運営事業(2,058,904 千円)
平成 22 年度末支出見込み:1,969,618 千円
医療機関に勤務する職員の乳幼児の保育を行う事業に対し、その運営の一部(人件費等)や、開設のための施設整備について補助を実施した。
- (4) 先進企業の表彰や企業の取組の診断・点検の支援
 - 均等・両立推進企業表彰(ファミリー・フレンドリー企業部門)(3,404 千円)
仕事と家庭のバランスに配慮した柔軟な働き方ができる企業を表彰した。
【均等・両立企業表彰】
 - 厚生労働大臣優良賞
日本アイ・ビー・エム株式会社(東京都)
 - 【ファミリー・フレンドリー企業部門】
 - 厚生労働大臣優良賞
サノフィ・アベンティス株式会社(東京都)
 - 三菱UFJ信託銀行株式会社(東京都)
 - 都道府県労働局長賞 16 社
- (5) パートタイム労働法に基づく正社員との均衡待遇の確保と正社員転換の推進
(1,526,915 千円)
パートタイム労働法における均衡待遇の確保と正社員転換を推進するため、専門家の配置等による相談、援助の実施や雇用管理改善を図る事業主に対する助成金の支給等により事業主の取組を支援。また、短時間正社員制度について、導入企業の具体的事例等に基づくノウハウの提供等を行うとともに、本制度を運用する事業主に対する助成措置を拡充した。
- (6) テレワークの普及促進等対策
 - 良好な在宅就業環境の確保(63,123 千円)
「在宅ワークの適正な実施のためのガイドライン」の周知・啓発を行うとともに、在宅就業者のスキルアップ支援、仲介機関のネットワーク形成支援等、在宅就業者及び仲介機関双方に対する総合的な支援を実施した。
 - 適正な労働条件下でのテレワークの普及促進(60,006 千円)
テレワーク・セミナー(開催全国7箇所:札幌、仙台、東京、名古屋、大阪、広島、福岡)、参加人数:584 名)やテレワーク相談センター(相談件数:1,076 件)を通じ労働条件面での啓発・助言を行い、適正な労働条件下でのテレワークの普及を促進した。
- (7) 女性の職業キャリアの継続が可能となる環境整備(480,872 千円)
企業が行う雇用管理改善や女性労働者のモチベーションの維持向上などの取組への支援を行った。
- (8) 若者や母子家庭の母等、経済的自立が困難な者の就業支援等
 - 「フリーター等正規雇用化プラン」の着実な推進(35,330,767 千円)
広くフリーター等を中心に、必要に応じて担当者制による職業相談・職業紹介から職場定着までの一貫した支援や助成制度の活用等によりフリーター等の正規雇用化を推進する。また、年長フリーター等向けの訓練コースの長期化など、フリーター等向けの訓練コースの長期化など、年長フリ

一ター等の安定雇用に向けた対策を強化した。

(平成 22 年度実績)

ハローワークの職業紹介により正規雇用に結びついたフリーターの数 約 30.4 万人

○ 母子家庭の母等の自立のための就業支援等の推進

・母子家庭等対策総合支援事業(3,474,220 千円)

母子家庭の母等に対して、就業支援サービスや生活支援サービス等を提供する母子家庭等就業・自立支援事業等により自立支援を行った。

・生活保護受給者等就労支援事業(1,500,055 千円)

母子家庭等の母等に対して、ハローワークと福祉事務所等と連携して、個々の対象者の状況、ニーズ等に応じたプログラムを策定する等の就労支援を行った。

○ 非正規労働者の総合的支援体制の整備(3,378,302 千円)

平成 22 年度末支出見込み：2,541,573 千円

非正規労働者就労支援センターを見直し、職業紹介・職業相談と生活・住宅相談等を一体的に実施する非正規労働者総合支援センターを設置する等、非正規労働者の総合的な就労・生活支援体制の整備を図った。

(9) 高齢者の再就職支援や就業継続の支援・促進

○ 希望すればいくつになっても働ける高齢者雇用の促進(18,325,375 千円)

高齢者雇用確保措置の着実な実施を図る。また、意欲と能力があれば年齢に関わりなく働ける環境整備を図るため、希望者全員について 65 歳まで雇用が確保される制度や 70 歳まで働ける制度の導入に取り組む事業主への助成(160 万円を上限、平成 22 年度支給件数:5,256 件)、傘下企業の取り組みに対する相談援助を行う事業主団体への助成(500 万円を上限、平成 22 年度計画認定件数:17 件)を実施した。

○ 高齢者の多様な働き方に対する支援の充実(12,541,370 千円)

教育・子育て・介護・環境の分野における、シルバー人材センターと地方公共団体の連携による事業を実施するとともに、より効果的・効率的なシルバー人材センター事業運営への取組を進めた。

(10) 自己啓発や能力開発の取組支援

○ 職業能力の形成支援に係る労働市場のインフラの整備(56,740,873 千円)

支出額(平成 22 年 12 月 13 日時点):29,334,226 千円

公共職業訓練、職業能力評価制度の整備、キャリアコンサルティング環境の整備、情報インフラの充実等を実施した。

○ 若年者等に対する職業キャリアの支援(12,153,118 千円)

支出額(平成 22 年 12 月 13 日時点):5,532,875 千円

正社員経験の少ない方々に対して座学と実習を組み合わせた職業訓練を行う日本版デュアルシステムや、ニート等の若者の職業的自立を支援する地域若者サポートステーション事業等を実施した。

(11) その他

○ 「点検評価部会」の設置

年次有給休暇取得率や週労働時間 60 時間以上の雇用者の割合など仕事と生活の調和関係の施策を含む労働政策の長期目標及び年度目標に係る施策の運用実績について評価を行い、施策

の PDCA サイクルを実施するため、労働政策審議会の下に「点検評価部会」を設置した。

①平成 23 年度の取組予定

(1) 仕事と生活の調和の実現に向けた企業の取組の促進

○ 労働時間等設定改善に向けた取組の推進(1,313,948 千円)

労働時間等設定改善法に基づき、企業等々に対する支援事業を実施し、労使の自主的取組を促進することにより、長時間労働の抑制、年次有給休暇の取得促進、特に配慮が必要とする労働者に対する休暇の普及等、労働時間等の設定の改善に向けた取組を促進する。

○ 長時間労働抑制のための重点的な監督指導等の実施(342,062 千円)

長時間労働を抑制するため、事業場に対する自主的な取り組みを促進するための点検の実施や「時間外・休日労働相談コーナー」の設置等、長時間労働抑制のための重点的な監督指導等を実施する。

(2) 企業における次世代育成支援対策の推進(28,801 千円)

次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画の策定・届出等が行われるよう指導を行うとともに、多くの事業主が次世代法に基づく認定を目指して取組を行うよう周知・啓発に取り組む。

(3) 仕事と家庭の両立を図ることのできる環境整備の促進

○ 改正育児・介護休業法の円滑な施行(302,600 千円)

改正育児・介護休業法に基づく制度の定着促進を図るとともに、企業への適正な制度運用に関する指導等を行う体制を整備することにより、育児休業等理由とする解雇、不利益取扱いへの対応を行う。

○ 両立支援に関する雇用管理の改善(9,325,912 千円)

両立支援制度を利用しやすい職場環境を整備するため、短時間勤務者や育児休業取得者等に関する処遇等のベストプラクティスの普及等を行うとともに、賃金等の処遇や代替職員の配置等の雇用管理改善に向けたアドバイスを行う両立支援アドバイザー(仮称)(新規)を都道府県労働局に配置(107名)する。

また、両立支援に取り組む事業主への助成金について、中小企業に重点を置いて支援をする。

○ 男性の育児休業の取得促進・「イクメン」の周知(29,327 千円)

「イクメンプロジェクト」を実施することにより、男性の育児休業取得促進を図る。

○ マザーズハローワーク事業の拡充(2,212,046 千円)

事業拠点の増設(163箇所→168箇所)等、マザーズハローワーク事業を拡充する。

○ 待機児童解消策の推進など保育サービスの充実(410,048,231 千円)

待機児童の解消を図るため、保育所等の受入れ児童数の拡大を図るとともに、保護者や地域の実情に応じた多様な保育サービスを提供するため、家庭的保育(保育ママ)や延長保育、休日・夜間保育、病児・病後児保育、などの充実を図る。

また、平成 22 年 11 月 29 日に取りまとめられた「待機児童ゼロ特命チーム」の「国と自治体が一体的に取り組む待機児童解消「先取り」プロジェクト」を推進するため、現物サービスを拡充するための新たな交付金のうち 100 億円程度を充てるとともに、22 年度補正予算で 1,000 億円を追加した「安心こども基金」から 100 億円程度を施設整備等に充てることにより、23 年度は計 200 億円程度を措置する。

○ 放課後児童健全育成事業等(30,750,469 千円)

共働き家庭など留守家庭のおおむね 10 歳未満の児童に対して、放課後に適切な遊びや生活の場を与えてその健全な育成を図る。

○ 女性医師等就労支援事業(223,702 千円)

各都道府県において受付・相談窓口を設置して、復職のための研修受入医療機関の紹介や出産・育児等と勤務との両立を支援するための助言等を行い、女性医師等の離職防止や再就業の促

進を図る。

- 女性医師支援センター事業(150,172 千円)
女性医師バンクにおいて、再就業を希望する女性医師の就職相談及び就業斡旋等を行うことにより、女性医師の再就業を支援する。また、再就業における講習会等を開催し、女性医師の離職防止及び再就業支援を図る。
 - 病院内保育所運営事業(1,826,100 千円)
医療機関に勤務する職員の乳幼児の保育を行う事業に対し、その運営の一部(人件費等)や、開設のための施設整備について補助を行う。
- (4) 先進企業の表彰や企業の取組の診断・点検の支援
- 均等・両立推進企業表彰(ファミリー・フレンドリー企業部門)(2,601 千円)
仕事と家庭のバランスに配慮した柔軟な働き方ができる企業を表彰する。
- (5) パートタイム労働法に基づく正社員との均衡待遇の確保と正社員転換の推進
(1,948,826 千円)
- パートタイム労働者等の均衡待遇の確保と正社員転換を推進するため、専門家の配置等による相談、援助の実施や雇用管理改善を図る事業主に対する奨励金の支給等により事業主の取組を支援。また、短時間正社員制度について、導入企業の具体的事例等に基づくノウハウの提供等を行うとともに、本制度を運用する事業主に対して奨励金を支給する。
- (6) テレワークの普及促進等対策
- 良好な在宅就業環境の確保(42,406 千円)
在宅就業を仲介する機関による安定的な仕事の確保の支援等により、適正在宅就業環境の整備を図るほか、必要な支援策等を検討する。
 - テレワーク普及促進対策(43,725 千円)
テレワーク相談センターにおける相談対応やテレワーク・セミナーの開催とともに、テレワークを導入している企業の事例を盛り込むなどにより、適切な労働時間管理を行うためのマニュアルを作成し、これらの活用を通じて適正な労働条件下でのテレワークの普及を図る。
- (7) 女性の職業キャリアの継続が可能となる環境整備(348,058 千円)
- 企業が行う雇用管理改善や女性労働者のモチベーションの維持向上などの取組への支援を行う。
- (8) 若者や母子家庭の母等、経済的自立が困難な者の就業支援等
- 「フリーター等正規雇用化プラン」の着実な推進(20,275,075 千円)
広くフリーター等を中心に、必要に応じて担当者制による職業相談・職業紹介から職場定着までの一貫した支援や助成制度の活用等によりフリーター等の正規雇用化を推進する。
 - 母子家庭等対策総合支援事業(3,537,607 千円)
母子家庭の母等に対して、就業支援サービスや生活支援サービス等を提供する母子家庭等就業・自立支援事業等により自立支援を行う。
 - 非正規労働者総合支事業(3,197,199 千円)
非正規労働者の総合的な就労・生活支援体制の整備のため、全国に「非正規労働者総合支援センター」及び「非正規労働者総合支援コーナー」を設置し、担当者制によるきめ細かな就職支援と、専門家による心理相談・生活支援制度に係る相談及び地方自治体とも連携した生活・住宅相談等を一体的に実施する。

(9) 高齢者の再就職支援や就業継続の支援・促進

- 希望すればいくつになっても働ける高齢者雇用の促進(13,845,172 千円)

高齢者雇用確保措置の着実な実施を図る。また、希望者全員が65歳まで働ける制度や70歳まで働ける制度の導入に取り組む中小企業事業主への助成(160万円を上限)、定年引上げ等に合わせ高年齢者の職域拡大や雇用管理制度の構築に取り組む事業主に対する助成(500万円を上限)等を実施する。

- 企業雇用以外の多様な働き方に対する支援の充実(10,117,987 千円)

シルバー人材センターにおいて、教育・子育て・介護・環境の分野を重点に地域社会のニーズに応じた新たな就業機会を創出するなど、企業雇用以外の働き方を促進する。

(10) 自己啓発や能力開発の取組支援

- 訓練情報提供等によるキャリアコンサルティング及び訓練修了者に対する就職支援

(11,052,938 千

円)

訓練希望受講者に対するキャリアコンサルティングを実施するとともに、求職者支援制度による訓練等の受講修了者に対して、訓練終了後の就職の実現に向けて、担当者制によるマンツーマン支援等、就職支援を新たに実施する。

- 職業能力の形成支援に係る労働市場のインフラの整備(55,462,042 千円)

公共職業訓練、職業能力評価制度の整備、キャリアコンサルティング環境の整備、情報インフラの充実等を実施する。

- 若年者等に対する職業キャリアの支援(3,055,145 千円)

正社員経験の少ない方々に対して座学と実習を組み合わせた職業訓練を行う日本版デュアルシステムや、ニート等の若者の職業的自立を支援する地域若者サポートステーション事業等を実施する。

(11) メンタルヘルス対策の推進

- 職場におけるメンタルヘルス対策の促進(1,489,052 千円)

事業主に対するメンタルヘルス対策に関する総合相談、訪問支援の充実やメンタルヘルス不調者に対応できる人材育成の拡充など、メンタルヘルス対策支援センター事業の効果的な実施により、職場におけるメンタルヘルス対策の一層の促進を図る。

- 地域産業保健事業(2,032,359 千円)

過労死や過労自殺などを防止する対策として、小規模事業場では、独自に医師を確保し、労働者に対する健康相談・指導等を行うことが困難であることから、全国に地域産業保健センターを設置し、検診実施後のメンタル不調者及び過労死予備軍への対応、長時間労働者に対する医師による面接指導などを行い、事業者、労働者への支援を行う。

- 外部専門機関の整備・育成等事業(8,719 千円)

複数の産業医がチームとなった外部専門機関の創設に向けた支援として、大規模病院等を対象に調査結果を踏まえた研修を行う。